2　第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。

3　［略］

20.01 〜 20.07		［略］		
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） ―ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
2008.11		［略］		
2008.19		――その他のもの（混合したものを含む。）		
	010	―――納豆		ＫＧ
	090	―――その他のもの		ＫＧ
2008.20 〜 2008.80		［略］		
		―その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）		
2008.91 〜 2008.97		［略］		
2008.99		――その他のもの		
	010	―――梅		ＫＧ
	090	―――その他のもの		ＫＧ
20.09		［略］		

第21類　各種の調製食料品

注

1及び2　［略］

3　第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る乳幼児用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

21.01		［略］		
21.02		［略］		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10 〜 2103.30		［略］		

2　第2007.10号において「均質調製果実」とは、微細に均質化した果実から成る育児食用又は食餌（じ）療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該調製品に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の果実の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。同号は、第20.07項の他のいかなる号にも優先する。

3　［同左］

20.01 〜 20.07		［同左］		
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。） ―ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）		
2008.11		［同左］		
2008.19	000	――その他のもの（混合したものを含む。）		ＫＧ
2008.20 〜 2008.80		［同左］		
		―その他のもの（混合したもの（第2008.19号のものを除く。）を含む。）		
2008.91 〜 2008.97		［同左］		
2008.99	000	――その他のもの		ＫＧ
20.09		［同左］		

第21類　各種の調製食料品

注

1及び2　［同左］

3　第21.04項において「均質混合調製食料品」とは、二以上の基礎的な構成成分（例えば、肉、魚、野菜、果実及びナット）から成る混合物を微細に均質化したものから成る育児食用又は食餌療法用の調製品（小売用のもので正味重量が250グラム以下の容器入りにしたものに限る。）をいう。この場合において、調味、保存その他の目的のために当該混合物に加えた少量の構成成分は考慮しないものとし、当該調製品が少量の構成成分の目に見える程度の細片を含有するかしないかを問わない。

21.01		［同左］		
21.02		［同左］		
21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		
2103.10 〜 2103.30		［同左］		